

報告事項（2）避難施設の追加について

1 経緯

市民が災害時に一時的に避難する場所として、市内の民間施設も含め、一時（いつとき）退避場所として指定しているが、施設所有者と協議の結果、新規指定された施設があるため、報告する。

2 新規指定施設

施設名称	東町内会館		
施設所在地	碧南市鷺塚町5丁目60番地		
協定締結機関	旭町内会 鷺塚町内会 鷺林町内会		
使用許可日	令和5年4月30日		
施設区分	一時退避場所（災害発生時に、まず命を守るため避難する場所）		
使用想定	津波 ○	浸水想定なし	※洪水と高潮は、同時に発生する可能性があるため、いずれか一方でも被害想定がある場合は両方使用不可としています。
	洪水 ×	家屋倒壊等氾濫想定区域内	
	高潮 ×	浸水想定なし	

3 施設位置図

